

第 860 回 紫波町農業委員会総会議事録

令和 7 年 8 月 20 日開催

紫波町農業委員会

第 860 回紫波町農業委員会総会 議事録

第 860 回紫波町農業委員会総会は、令和 7 年 8 月 20 日、紫波町役場に招集された。

1 開催日時 令和 7 年 8 月 20 日(水) 午後 1 時 30 分から 午後 1 時 52 分

2 開催場所 紫波町役場 302 会議室

3 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について

報告第 2 号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について

日程第 4 議案第 1 号 農用法第 3 条の規定による許可申請に対する許否の決定について

日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請について

日程第 6 議案第 3 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

4 出席委員 (10 名)

1 番 蒲生庄平 君 3 番 大沼仁志 君 4 番 鈴木芳勝 君

5 番 山田 讓 君 6 番 佐藤武士 君 7 番 菅川 正 君

8 番 高橋伸夫 君 9 番 横沢一則 君 11 番 工藤姫子 君

12 番 岡市充司 君

5 欠席委員

2 番 若菜千穂 君 10 番 佐藤廣志 君

6 遅刻委員 なし

7 紫波町農業委員会会議規則第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により出席した説明員

事務局長 高田 浩一 君

事務局次長 吉田 裕之 君

主任 藤根あけみ 君

主任 横沢三重子 君

○事務局長 (高田浩一君)

ただ今から、第 860 回紫波町農業委員会総会を開会いたします。

次第に沿って進めさせていただきます。

最初に、岡市会長よりご挨拶をお願いします。

○会長 (岡市充司君)

気候異常も毎年ですと大変です。お盆も過ぎましたけど、全国各地では危険な暑さが続いております。また今年も台風の影響による大雨、洪水の被害も各地で発生しております。先日の台風 5 号では短時間でしたが急に大雨と強い風が吹き大変驚きました。皆様の

地域では被害はございませんでしたか。これから秋の収穫期を迎えることとなりますので、何事もなく無事に収穫できることを願っています。

われわれ農業委員の活動は年単位と月単位で動いています。農地利用の最適化という面からみれば終わりのない活動と言えると思います。ぜひ各地域の農地情報を共有し活動に役立てていただきたいと思います。

それでは本日の総会審議よろしくお願ひいたします。

○事務局長（高田浩一君）

ありがとうございました。

総会の進行につきましては、紫波町農業委員会会議規則第9条により、会長が議長の任に当たることになってございますので、以後の進行につきましては議長にお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

慣例により紫波町農業委員会憲章を朗読いたしますので、委員の皆様はご起立をお願いします。

私が前文を朗読しますので、委員の皆様は各項目についてご唱和をお願いします。

（憲章を唱和）

○議長（岡市充司君）

ただ今の出席委員は10名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。

欠席通告は、2番 若菜千穂委員、10番 佐藤廣志委員であります。

○議長（岡市充司君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち業務報告を行います。事務局から業務報告を求めます。

高田事務局長。

○事務局長（高田浩一君）

業務報告をいたします。議案1ページをお開きください。

（業務報告書朗読）

○議長（岡市充司君）

以上で業務報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

○議長（岡市充司君）

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、紫波町農業委員会会議規則第30条の2の規定により、議長において4番 鈴木芳勝委員、5番 山田譲委員を指名いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日間と決定いたしました。なお、会期中の審議予定については、お手元に配付いたしましたとおりですので、ご了承願います。

○議長（岡市充司君）

日程第3 報告に入ります。

紫波町農業委員会会長等の専決に関する規程第2条第1項の規定により、専決処分した件数が9件ありますので、同条第2項の規定により報告いたします。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出について

報告第2号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案2ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出が6件あり、専決により処理いたしましたのでご報告いたします。

（議案書朗読）

続きまして4ページをご覧ください。報告第2号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について3件の届けがあり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

以上です。

○議長（岡市充司君）

以上で報告を終結いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案6ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否の決定についてご説明します。

お手元に配布した農地法関係調査資料1ページから併せてご覧ください。

（議案書朗読）

この案件につきましては、8月18日に開催された農地調整小委員会においてご審議いただいております。許可申請に対する許否の決定について、本会のご審議、よろしくお願ひします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委

員会において審議していますので、菅川農地調整小委員長代理より審議の経過について報告願います。

7番委員。

○7番（菅川正君）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否の決定について、農地調整小委員会での審議経過を報告します。

付議番号1番の譲渡人は非農家で耕作できないため、今まで管理を任せていた近隣の農家が買い受けるものです。当該農地は水利がなく、田として利用することが困難であり、畑として利用する計画です。譲受人が所有する水田については、機械の作業を地域の生産組合に委託しておりますが、その他の作業は適正に行っており、問題がないと判断いたしました。

農地調整小委員会では、この案件は地域の担い手として営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過です。

○議長（岡市充司君）

菅川小委員長代理より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否の決定については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第5 議案第2号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案7ページになります。議案第2号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請についてご説明いたします。

（議案書朗読）

本案件につきましては、8月18日の農地調整小委員会でご審議いただいております。本会のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員

会において審議しておりますので、菅川農地調整小委員長代理より審議の経過について報告願います。

7番委員。

○7番（菅川正君）

議案第2号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号1番は、当該農地を借りていた新規就農者が離農したため、耕作できなくなった農地を、規模拡大する別の新規就農者に紹介して、新たな契約をするものです。借受人は野菜農家として5年前から就農しており、現在盛岡市で認定農業者の申請予定とのことです。当該農地では、学校給食用のジャガイモ、枝豆などの野菜を栽培する計画であるとのことから、借受者の経営の規模拡大による利用であり、また遊休農地の適正利用が図られることが期待されるところで問題ないと判断いたしました。

農地調整小委員会では、この案件について、地域の担い手として営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。

○議長（岡市充司君）

菅川小委員長代理より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請については、原案に同意することと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第2号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第6 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根主任。

○主任（藤根あけみ君）

議案は8ページ、調査資料は3ページからになります。議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてご説明します。

（議案書朗読）

本案件につきましては、8月18日に現地調査を実施しております。当該証明書の可否の決定につきまして、本会のご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

8番委員。

○8番（高橋伸夫君）

議案第3号 農地法の適用外証明願に対する現地調査を8月18日に細川高幹推進委員、野村裕一推進委員、事務局長と私の4人で現地調査をしてきましたので報告いたします。

付議番号1番は、申請人が約25年前に住宅に隣接する畠を庭と通路にしたもので、住宅への進入路に利用され現状を見ても農地に戻すことは不可能と考えます。また、周辺農地への支障もなく、証明願のとおり認めてよい状態でありました。報告は以上です。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

以上、本日予定しておりました日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第860回紫波町農業委員会総会を閉会いたします。

午後1時52分 閉会

紫波町農業委員会会議規則第30条第2項の規定により署名する。

紫波町農業委員会 会長

紫波町農業委員会 委員

紫波町農業委員会 委員